

◎ 入札書（郵便入札等）の無効等についての注意事項

1 阿波市競争契約入札心得（第8号）による無効入札

- ① 記名のない入札。
- ② 入札事項の表示がない、記載事項が不明確、一定の金額をもって価格を表示しない。
- ③ 2通以上の入札。
- ④ 他の代理人を兼ねる、又は2人以上の代理をした者の入札。
- ⑤ 委任状の持参がない入札。
- ⑥ ¥の記号がない、入札金額を訂正した、且付誤り、且付未記入の入札。
- ⑦ 連合によるものと認められる入札。
- ⑧ そのほか、入札に関する条件に違反の入札。（下記項目等）

2 阿波市郵便入札実施要領による入札（郵送）方法及び無効入札

第8条（無効の入札）

- ① 第5条に規定する送付方法以外の入札。（下記）
- ② 到達期限を過ぎた入札。
- ③ その他入札条件に違反した入札。

第5条（入札書の郵送方法）

① 一般書留郵便又は簡易書留郵便で、② 入札書等の到達期限までに入札書等の送付先へ到達するように送付しなければならぬ。

2 前項の規定により、入札書及び積算内訳書（入札書等）を送付する場合は、表側に、③ 「入札書（及び積算内訳書）在中」、④ 「業務（工事）名」及び、⑤ 「提出期限〇〇年〇月〇日」と、⑥ 朱書きするものとする。

3 阿波市財務規則より（郵便による入札書の提出）

第105条 入札者は、郵便により入札書を提出することができる。

2 郵便により入札書を提出しようとするときは、封書の表面に当該入札書在中の旨を朱書し、指定の日時までに指定の場所に到達するように書留郵便で差し出さなければならない。